

平成29年度（2017年度）  
吹田市地域包括支援センター運営計画

吹田市福祉部高齢福祉室

## 目次

1	基本方針	1
	(1) 地域包括ケアシステムの中核機関としての地域包括支援センター	1
	(2) 地域包括支援センターの機能強化	1
2	包括的支援事業	2
	(1) 総合相談支援業務	2
	(2) 権利擁護業務	3
	(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	5
	(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	6
	(5) 地域ケア会議の取組	6
	(6) 介護予防・日常生活支援総合事業関連業務	6
	(7) 在宅医療・介護連携推進事業	7
	(8) 生活支援体制整備事業関連業務	8
	(9) 認知症支援に関する取組	8
3	指定介護予防支援業務	9
4	活動評価	9

## 1 基本方針

### (1) 地域包括ケアシステムの中核機関としての地域包括支援センター

地域包括支援センター（以下、「包括センター」という。）は、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムの中核的な機関として、介護保険事業所、医療機関、民生委員・児童委員、自治会などの地域の団体と連携することにより、重層的なネットワークの輪を広げ、より地域に密着したところでの相談支援を実施することが求められています。

吹田市では、制度改正に伴い平成29年4月から、要支援の人が要介護状態になることを防ぎながら、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていける持続可能な仕組みづくりを目指して、介護予防・日常生活支援総合事業（吹田市高齢者安心・自信サポート事業、吹田市民はつらつ元気大作戦）を開始しました。また、認知症総合支援事業として、新たに認知症初期集中支援チームの設置及び認知症地域支援推進員の配置を行い、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるようサポートに取り組んでいくとともに、これまでに進めてきた在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制整備事業を含め、包括センターとしての役割を果たすことにより、地域包括ケアシステムの構築を図っていきます。

### (2) 地域包括支援センターの機能強化

新たな事業への対応や、高齢者の増加、特に後期高齢者の増加に伴うひとり暮らし、認知症高齢者等支援を要する方への対応のため、包括センターの機能強化が必要です。

#### ア 適切な人員体制の確保

吹田市高齢者安心・自信サポート事業をはじめ、制度改正に伴う各事業に取り組むためには、適切な人員体制の確保が必要なため、今年度各包括センターに専門職を1名増員しました。

#### イ 基幹型包括センターと包括センター間の役割分担と連携強化

市内15か所の包括センター（直営型5か所、委託型10か所）が、地域の課題や目標を共有しながら相互に連携する効果的な取組を進める必要があります。

現在は、高齢福祉室が基幹型包括センター機能を担い、サービス整備圏域ごとに直営型包括センターと委託型包括センターが連携して高齢者等の支援を行っています。すべての包括センター間の情報共有、活動交流、運営方針の提示等を行うため、全包括センター長が参加する地域包括支援センター長会議を毎月開催することを継続します。

今後は、より地域の身近な場所できめ細やかなサービスを提供するため、委託型包括センターの設置を進めていく中で、包括センター間の役割分担と連携強化に向けた効果的な方策について、アウトソーシング推進計画の進捗や地域ごとの実情を踏まえながら、今後の基幹型包括センターの在り方について検討を行います。

#### ウ 効果的な包括センター運営の継続

効果的な包括センター運営を続けていくために、吹田市が設置者として運営や活動に対する点検や評価を定期的に行うことが重要です。

運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているかなどに関して、地域包括支援センター運営協議会等による点検・評価を適切に実施し、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点について改善に向けた取組を行い、中長期的な観点からも一定の運営水準の確保を図っていきます。

## 2 包括的支援事業

### (1) 総合相談支援業務

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安定してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等について幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な介護・保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。介護保険サービス以外の高齢者在宅福祉サービス等についても相談に応じ、市への申請の取り次ぎを行うなど、地域に身近な包括センターが様々なサービスへつながる入り口となっています。

## ア 地域におけるネットワークの構築と高齢者の実態把握

高齢者や家族等からの支援を求める声を待っているだけでは、地域に存在する問題やニーズを発見することは困難なため、家庭訪問や地域活動などへの積極的な参加により、情報を収集する必要があります。

地域の関係機関が集まる地域ケア会議に主体的に参画し、地域住民から様々な相談を受け支援を行っている民生・児童委員、社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャル・ワーカー、小地域でネットワークを形成する地区福祉委員会等と連携することで、支援が必要な高齢者の実態把握に努めます。

## イ 総合相談支援

総合相談支援では、地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、必要に応じて継続的なフォローを行います。

包括センターには、当事者、家族・親族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じて様々な相談が寄せられますが、相談受理の段階としては、相談者との信頼関係を構築し、相談者と課題を抱えている人を確認する、相談内容を把握する、3職種で検討し主担当を決定するなど、包括センターとしての組織的な対応・支援体制を組みます。

各相談については、「地域包括支援センター運営マニュアル～地域の力をひき出す地域包括ケア推進をめざして～」に基づき、相談内容の緊急性が、どの段階にあるかを適切に判断し、必要に応じて、事例ごとに対応チームを編成して対処します。

高齢者虐待の発生等、緊急に介入が必要な場合には、包括センターと関係機関が連携して迅速に対応し、高齢者が自分らしい生活を継続することができるよう、地域や家族の特性に応じた適切な支援を行います。

## (2) 権利擁護業務

地域の住民や民生・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できず、適切なサービス等にもつながることが難しく、権利が侵害されている等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活ができるよう専門的・継続的な視点からの支援を行います。

## ア 高齢者虐待への対応

包括センターは養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行います。また、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な支援を行います。

養護者による高齢者虐待に係る通報を受けた場合には、「吹田市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の安全の確認を図り、事実確認を行ったうえで関係機関と連携し、その対応について協議を行い、虐待の終結を目指します。

ブロック別地域ケア会議において高齢者虐待事例の検討を通じて、高齢者虐待対応の流れや包括センターの役割、高齢者虐待に対する正しい理解と早期発見の重要性等の啓発を行います。

#### イ 成年後見制度の利用促進

高齢者、家族、関係機関等からの相談や実態把握によって、その高齢者の判断能力や生活状況を把握した結果、医療機関への受診や福祉サービス利用等の契約に関して支援が必要な場合、経済的被害を現に受けている又はその可能性がある場合、預貯金等の財産管理、遺産管理等の支援が必要な場合など、成年後見制度を利用する必要があると判断した場合は本人や家族に対し必要な支援を行います。

市においては、本人が申し立てを行うことが困難であり、申し立てを行える親族がない、又は親族があっても申し立てを行う意思がない場合で成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに市長による申し立てを行います。

包括センターでは、成年後見制度を広く普及させるための啓発活動を行います。

#### ウ 消費者被害の防止

高齢者や家族、関係機関等からの相談や実態把握によって、消費者被害に関する問題が発生している又はそのおそれがあると認められる場合は、消費生活センターや警察等の関係機関と連携を図り、必要な支援を行います。

地域ケア会議や市民向け出前講座においてサービス事業所や市民へ情報提供を行い消費者被害防止の啓発を行います。

#### エ 困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的な課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合、既存のサービス等では適切なものが見つからない場合など、その対応が困難な事例を把握した場合は包括センターの各職種が連携し、対応策の検討を行い、関係機関と連携を図り必要な支援を行います。

#### オ 老人福祉施設等への措置の支援

高齢者が養護者等からの虐待を受けている場合、認知症等の理由により判断能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族がいない場合など、保護の必要性がある場合、市は老人福祉法に基づく措置を行います。

老人福祉法による措置制度には、①養護老人ホームへの入所と②やむを得ない事由による措置があります。

措置については市が行うことになっており、包括センターにおいては早急な対応ができるよう情報提供を行い、市において措置を検討します。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用できるよう、包括的、継続的に支援を行うことが必要です。介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種が相互に協働し連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントについても相互に連携を図ることが重要です。個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を進めていきます。

#### ア 地域の介護支援専門員の日常的個別指導・相談及び支援困難事例等への指導・助言

包括センターでは、地域の介護支援専門員から個別の相談を受けて、居宅サービス計画作成の助言、サービス担当者会議の開催支援など、専門的な見地から対応しています。また、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、包括センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携のもとで、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行っていきます。

#### (4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやインフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要です。こうした連携体制を支えるために、多職種協働により、地域の実情に合わせた「地域包括支援ネットワーク」を構築することで、地域の関係者と日常的に連携が図られるよう努める必要があります。

各包括センターはより地域の実情を把握し、円滑な連携が図れるよう取り組みを進めます。

#### (5) 地域ケア会議の取組

本市において地域ケア会議は、介護・保健・医療・福祉等の関係機関をはじめ地域の諸団体（以下、「関係機関等」という。）で構成され、支援を必要とする高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう効果的な連携を図ることを目的に設置しています。

同会議の機能である①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり・資源づくり、⑤政策の形成を果たせるよう、具体的、効果的に会議が運営されるよう、ブロック別定例会においては、包括センターが中心となって関係機関等及び本市関係会議との連携を強化し、これまでの支援困難事例の検討に加えて、それぞれの地域に根差した「ネットワークの見える化」、「地域づくり」に力点を置いていきます。

また、高齢者の健康寿命延伸に向けた自立支援・介護予防ケアマネジメントの実践の定着・浸透を目指した取組も進めます。平成29年度は大阪府の事業にモデル市として参加し、基幹型包括センターが中心となって研修会や事例検討を行います。

包括センターが主体的に地域ケア会議の運営に取り組むことで、地域ケア会議の機能を高め、本市が推進する地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進につなげます。

#### (6) 介護予防・日常生活支援総合事業関連業務

総合事業は、要支援状態の人が要介護状態になることを防ぎながら、住み慣れた地域の中で生きがいをもって暮らしていける、持続可能な仕組みを目指していくことを基本方針とします。



総合事業は、吹田市高齢者安心・自信サポート事業（以下、「サポート事業」という。）と吹田市はつらつ元気大作戦（一般介護予防事業）の二本柱となっています。

#### ア 吹田市高齢者安心・自信サポート事業に係る介護予防ケアマネジメント等

包括センターは、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を対象として、介護予防ケアマネジメントに基づき、多様なニーズに応じた多様なサービスを提供する介護予防ケアマネジメント事業を実施します。そのため、包括センターは窓口相談に来た高齢者に対し、要介護・要支援認定、又は「基本チェックリスト」該当にかかる申請及びそれに関する相談を受け付けます。

本事業においては、高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぎ、地域で自立した日常生活を送れるように、高齢者に対して介護予防ケアマネジメントを個別に実施することにより、その利用者に最も適したサービスを選定することで、生活機能の向上の実現を目標に掲げて実施します。

#### イ 一般介護予防事業（吹田市民はつらつ元気大作戦）

包括センターは、高齢者本人をはじめ、民生・児童委員、地区福祉委員や出前講座等様々な機会をとらえ、市主催の介護予防の教室・講座・講演会や住民主体の通いの場などについて周知・普及を行い、主体的に介護予防に取り組む高齢者の増加を図ります。

また、地域が主体となって継続した取組ができるよう、訓練職と連携し、公園体操や住民主体の通いの場の立上げ等の支援を行います。

### （7）在宅医療・介護連携推進事業関連業務

在宅医療・介護連携推進事業（以下、「事業」という。）は、「医療と介護 重ねた年輪 支える吹田」をスローガンとして、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供することを目的とした事業です。

昨年度は、包括センター職員が「在宅医療・介護連携推進協議会」の部会である「ケアネット懇話会」の事務局を担い、作業部会において在宅医療・介護資源の把握や入退院時の連携に係るツールや、在宅療養に関するリーフレット作成等に取り組んできました。

今年度は、作業部会での検討に参画するとともに、ツールやリーフレットの活用に

努める必要があります。

## (8) 生活支援体制整備事業関連業務

ボランティア等の生活支援の担い手を養成・発掘する等の地域資源の開発、そのネットワーク化を担う生活支援コーディネーターを中心として、高齢者の日常生活における多様なニーズに対応し、NPOやボランティアなどの地域の多様な主体や、高齢者自身による生活支援サービスの提供等、支援体制の基盤整備に向けて、CSW等関係者と連携し、地域課題の洗い出しと課題共有を進め、地域における住民同士の支え合いの体制づくりに取り組みます。

## (9) 認知症支援に関する取組

「認知症になっても安心して暮らせるまち 吹田」をスローガンに掲げ、これまでの様々な取組に新しい取組を加え、関係機関と連携しながら推進していきます。

### ア 認知症初期集中支援チームとの協働

包括センターは、認知症初期集中支援チームについて、市民や関係機関への周知をはじめ、総合相談からアセスメントにより支援チームに繋ぐべき事例を適切に判断し、認知症の人やその家族に対しできる限り早い段階から支援を開始できるよう努めます。

### イ 認知症地域支援推進員との協働

包括センターは、認知症地域支援推進員について、市民や関係機関への周知に努め、以下の取組を協働して進めます。

- ①認知症キャラバン・メイトの養成とスキルアップ
- ②認知症キャラバンメイトの組織化
- ③認知症サポーターの養成と活動の集約・発信
- ④認知症サポーターへの活動支援
- ⑤認知症の医療を行う医療機関との連携
- ⑥認知症の人及びその家族への支援
- ⑦地域における認知症支援のネットワーク構築

### 3 指定介護予防支援業務

予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれて環境等を勘案し、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供に向けた介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行います。その際、介護予防に資する具体的目標を設定し、目標達成への目的意識を高めることが重要となります。

### 4 活動評価

市は、年度ごとに包括センターの運営方針を明確にし、それを踏まえて各包括センターは事業計画を立てます。各包括センターは、自らがその取組を振り返り自己評価を行うとともに、設置者である市が運営や活動に対する点検や評価を定期的に行っていくことで、公平性・中立性の確保や効果的、効率的な運営の充実に努めます。

また、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで一定の運営水準を確保していきます。